

第35回 共に学ぼう！セミナーのご案内

『中小企業経営のための独占禁止法・下請法』

講師 弁護士 赤津加奈美 氏

(弁護士法人赤津法律事務所 所長)

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進し、また、下請法は、下請取引を公正にして下請事業者の利益を保護することで、いずれも、国民経済の民主的で健全な発達を目的とする法律です。

独占禁止法や下請法は最近、規制が強化されてきています。中小企業が取引上の地位を守るために活用する可能性がでてきましたし、反面、中小企業でもこれらの規制の対象になるおそれもでてきました。

まずは、どんな法律なのか、どんなことに使えそうか、を基本から判りやすく解説します。

【プロフィール】

● 弁護士法人赤津法律事務所
開業：平成9年9月、平成17年法人化

● 赤津加奈美(あかつかなみ)氏
平成2年弁護士登録、平成9年独立、開業。弁護士登録以来、弁護士会の公害対策環境保全委員会に所属し、現在は委員長を務める。他に、大阪市情報公開審査会などの審議委員も務める

【著書】

「新・環境法入門」(共著)
「住民訴訟の上手な対処法」(共著)

■開催日

平成 21年 12月3日(木)

■時間 18:30~20:00

■会場 中野洋税理士事務所
大阪市淀川区東三国2-38-7
タニコー新大阪ビル 7F研修室

■参加費 顧問先企業の方は無料
(顧問先様以外の方は資料代1000円頂戴致します)



セミナー参加申込書 ⇒ FAXのご返信にて、06-4807-7777 早瀬 までお願いします。

貴社名：

フリガナ
ご芳名：

(ご役職：)

(ご役職：)

ご住所：

電話番号：

FAX：

ご記入いただいた情報は、中野洋税理士事務所が所有し、セミナーのお知らせと各種商品・サービスのご案内及びその他情報提供に利用いたします。中野洋税理士事務所は、個人情報保護法その他関係法令及びガイドラインを遵守いたします。